

## 減損会計のコンバージェンスに向けた課題

—IAS 第36号およびわが国減損会計基準の相違とその会計思考—

阪 智 香

### I 減損をめぐる会計基準の動向

減損とは、物理的理由や経済環境の変化によって資産の帳簿価額を回収することができなくなった状態をいう。そのような価値が減少した資産の帳簿価額に係る正規の計画外での切り下げ、とりわけ収益力の低下を契機とした切り下げを減損会計という。

資産、主として有形固定資産ならびに無形固定資産の減損の会計処理を扱う基準として、国際会計基準委員会（当時）（International Accounting Standards Committee, IASC）から1998年に国際会計基準（International Accounting Standards, IAS）第36号「資産の減損」が、アメリカ財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, FASB）からは2001年に財務会計基準書（Statements of Financial Accounting Standards, SFAS）第144号「長期資産の減損または処分の会計処理」が公表されている。これらの基準を受けて、わが国においても平成14年（2002年）に企業会計審議会から「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表された。ただし、これらの減損会計基準は、減損の認識および測定等において異なる規定を有している。

一方で、財務会計基準の国際的収斂（コンバージェンス）をめぐる動きが加速しており、わが国の企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan, ASBJ）と国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board, IASB）は、2005年1月に国際財務報告基準／国際会計基準（IFRS／

IAS) と日本基準との差異を削減していくことに合意し、会計基準のコンバージェンスに向けたプロジェクトを進めている。ASBJ のプロジェクト計画表では、減損会計は、FASB の議論をふまえて2007年末には調査報告書が公表される予定となっている。また、IASB と FASB は、2002年のノーワーク合意以降、会計基準のコンバージェンス作業を進めており、コンバージェンス・プロジェクトの新たなロードマップとして2006年に公表された MoU (Memorandum of Understanding) では、減損会計は、2008年までに何らかの形で目処を立てる短期コンバージェンス・プロジェクトの中に含まれている (加藤 [2007]、54, 63-64頁)。

そこで本章では、IAS 第36号およびわが国の減損会計基準を概観し、それらの相違点とその背景にある会計思考について、SFAS 第144号の考え方も交えながら論じ、今後のコンバージェンスに向けた課題を明らかにしたい。なお、論点を明確にするために、償却対象の資本設備の減損処理を念頭において論じることとする。

## II IAS 第36号とわが国の減損会計基準

### 1. IAS 第36号

IASB で減損会計が取り上げられるようになったきっかけは、アメリカで1995年に減損の会計基準 (SFAS 第121号「長期資産の減損及び処分予定資産の会計処理」) が公表され、証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commissions, IOSCO) がIAS に対する「コア・スタンダード」に減損会計を含めたことであった。IAS の承認は「コア・スタンダード」の完成如何によるとされ、その1つに減損会計が入ったために基準設定作業が急がれ、その結果、1998年にIAS 第36号「資産の減損」(最新版は2004年改訂版) が公表された (梅原 [2001]、33頁)。

そこで以下では、IAS 第36号について、(1)減損の目的と対象、(2)減損の兆候、(3)減損の認識、(4)減損の測定、(5)減損の戻入れ、の規定をみていくこととする。

### (1) 減損の目的と対象

IAS 第36号は、減損の目的を、企業が資産に回収可能価額を超える帳簿価額を付さないことを保証するための手続きと規定している。適用される資産の範囲は、他の基準で取り扱われている棚卸資産・金融資産・工事契約から生じる資産・従業員給付から生じる資産・公正価値で評価される投資不動産等を除くすべての資産としている (IAS 36, par. 1)。

### (2) 減損の兆候

企業は貸借対照表日現在で、資産（あるいは資金生成単位）が減損している可能性を示す兆候があるかどうかを評価しなければならない。そのような兆候がある場合は、企業はその資産の回収可能価額を見積もり、帳簿価額との比較を行わなければならない。減損の兆候が存在しない場合には回収可能価額の見積は要求されない (IAS 36, par. 8)。

### (3) 減損の認識

回収可能価額が帳簿価額を下回る場合は、減損損失が認識される。なお、回収可能価額とは、使用価値と正味売却価格のいずれか高い方をいう (IAS 36, par. 6)。ここで、使用価値とは、資産の継続的使用と耐用年数終了時の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの割引現在価値（割引将来キャッシュ・フロー）をいう。また、正味売却価格とは、取引の知識がある自発的な当事者間で、独立第三者間取引による資産の売却から得られる金額から、処分費用を控除した金額をいう。

### (4) 減損の測定

減損損失の金額は、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回る金額によって測定される (IAS 36, par. 59)。つまり、IAS 第36号では、認識においても測定においても回収可能価額という測定属性が用いられる。

減損損失の認識後は、その資産の減価償却費を将来の期間にわたって修正し、減損損失認識後の帳簿価額から残存価額を控除した金額を、残存耐用年数にわたって規則的に配分する。

### (5) 減損の戻入れ

IAS 第36号では、過年度に認識した減損がもはや存在しないか、あるいは減少している兆候がある場合には回収可能額を見積り、その結果、資産価値の回復が認められれば減損損失の戻入れを行う。戻入れ分は損益計算書上の収益として認識される (IAS 36, pars. 110, 114)。ただし、減損損失の戻入れによって増加する資産の帳簿価額は、過年度に認識された減損損失がなかったとした場合の帳簿価額を超えてはならない。

## 2. わが国の減損会計基準

わが国における減損会計の議論の背景には、1985年以降のいわゆるバブル経済時に企業が積極的に行った設備投資が、その後の景気後退のため過剰投資となってしまい、帳簿価額を過大に表示したまま将来に損失を繰り延べているのではないかという懸念が広がったことがあった。固定資産の価格や収益性が著しく低下し、その固定資産から帳簿価額を下回る金額しか回収できないならば、投下資本（マイナス減価償却）を帳簿価額として計上し続けることには無理が生じる。また、企業の資産が過大に計上されることとなり、財務諸表の社会的な信頼が損なわれることにもなる（岡田 [2001]、40頁）。

その一方で、自主的に巨額の損失を計上して、将来の利益の改善を装ったり、事業再構築（リストラ）の進展を示して株価上昇につなげる企業もみられた。これはビック・バスと呼ばれ、経営陣の交代時等に貸借対照表の資産価額を大胆に切り下げ、その後の会計期間の費用負担を軽減し利益を大きく算定することで、結果的に実態以上にその後の企業業績が向上したような印象を投資家に与える。そこで、このような資産価額の切り下げに対して一定の歯止めをかける必要があった。また、詳細な会計規定がなかったために、減損の測定値も不統一で、比較可能性などの観点から会計基準の設定が急がれていた。

さらに、IAS や FASB の基準が整備され、国際的調和を図る上でも、減損処理に関する会計基準を整備すべきという理由で、わが国でも減損会計の基

準が検討されることとなった。

そして、2002年に企業会計審議会から「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下、減損会計基準）が、2003年にはASBJから企業会計基準適用指針第6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」が公表され、2006年4月からすべての企業に減損会計基準が強制適用されることとなった。なお、財務内容の健全性を急ぐ観点から、2004年3月期からの早期適用も認められた。

以下では、わが国の減損会計基準について、(1)減損の目的と対象、(2)減損の兆候、(3)減損の認識、(4)減損の測定、(5)減損の戻入れ、の規定をみていくこととする。

#### (1) 減損の目的と対象

減損会計基準において固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態をいい、減損処理とは、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能額を反映させるように帳簿価額を減額させる処理のことであるとしている。

減損会計基準は固定資産を対象としており、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産までを含んだ広範囲のものである。ただし、別途定めがある金融資産、繰延税金資産、前払年金費用は対象外であるため、一般的には、建物、機械装置、土地、借地権、のれん、ファイナンスリース資産、投資不動産等がその対象となる。なお、対象資産は通常、複数の事業用資産が組合わさって使用されているのが実態であるため、一連のキャッシュ・フローを生み出すこれらの資産をグループ化し、この資産グループ毎に減損損失の認識・測定を行う。

#### (2) 減損の兆候

減損会計基準の対象となる資産または資産グループ（以下、資産等）に減損が生じている可能性を示す事象（減損の兆候）がある場合は、その資産等について減損損失を認識するかどうかの判定を行う。減損の兆候に関する内容は、IAS第36号とそれほど違いはない。

### (3) 減損の認識

資産等について減損の兆候がみられた場合は、その減損損失が実際に発生しているかどうかを判定して、減損損失を認識する。この判定には、減損の兆候がある資産等が将来にわたって生み出すキャッシュ・フローを現在価値へ割引く前（割引前将来キャッシュ・フロー）の総額を使用する。そして、割引前将来キャッシュ・フローの総額が、その資産等の帳簿価額を下回るときには、減損の存在が相当程度に確実であるとし、減損損失を認識する。割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額とを比較することにより、認識基準に割引前将来キャッシュ・フローとの比較というハードルを設けているのである。

### (4) 減損損失の測定

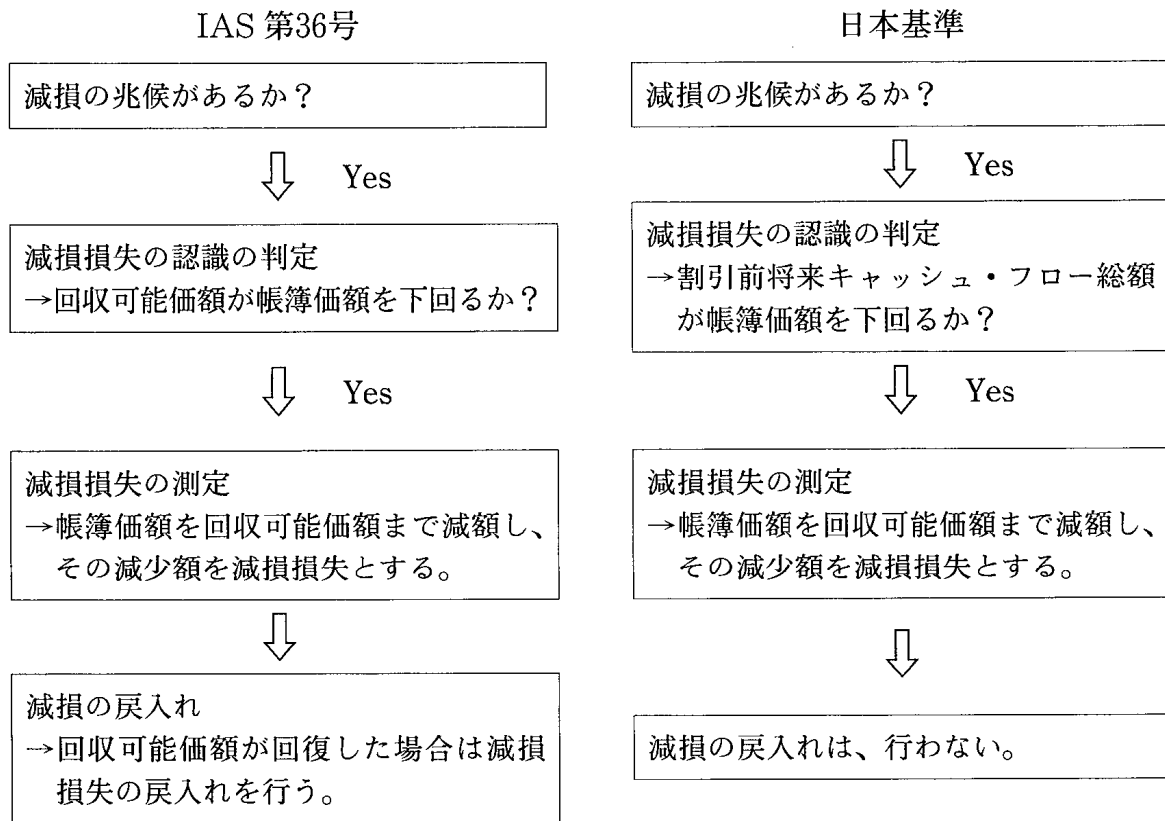
減損損失を認識すべきと判断された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失とする。この場合の回収可能価額とは、売却による回収額である正味売却価格（売却時価から処分費用見込額を控除した金額）と、使用による回収額である使用価値（資産等の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額である。このように、減損会計基準では、認識には割引前将来キャッシュ・フローの総額、測定には回収可能価額というように異なる測定属性を用いている。なお、回収可能価額と比較する理由は、企業は資産等に対する投資を売却と使用のいずれかの手段によって回収すると考えているからである。

減損処理を行った資産については、減損処理後の帳簿価額をその後の事業年度にわたって適正に原価配分するため、每期計画的・規則的に減価償却を行う。

### (5) 減損損失の戻入れ

減損会計基準では、IAS 第36号とは異なり、過去に認識した減損損失の戻入れは行わない。

図表 1 IAS 第36号と日本基準の比較



### Ⅲ IAS 第36号とわが国減損会計基準の相違の背景・理由

IAS 第36号とわが国の減損会計基準では、上述のように一部異なる規定を有している。そこで、これらの相違が存在する背景および理由について明らかにしたい。両者の会計基準の背後にある会計思考の違いが現れるのが減損の認識および測定の問題においてであることから、それらの問題を中心にみていくこととする。なお、SFAS 第144号についても必要に応じてふれることとする。

#### 1. 減損の認識に係る基準間の相違の背景・理由

IAS 第36号もわが国の減損会計基準もいずれも、決算日に資産が減損している兆候がある場合にその資産の回収可能価額を見積るという点では共通している。しかし、減損の兆候を確認した後の認識基準に相違がみられる。

図表 2 減損損失を認識する際のアプローチ

永久性基準	減損損失が永久的であり確定した場合に減損損失を認識する考え方
蓋然性規準	減損している可能性（蓋然性）が高い場合に減損損失を認識する考え方
経済性基準	回収可能価額が帳簿価額を下回る場合に直ちに減損損失を認識する考え方

減損を認識する際のアプローチには、永久性基準（permanent criterion）、蓋然性基準（probability criterion）、経済性基準（economic criterion）の3つがある（秋葉 [2003]、40-41頁）。

IAS 第36号は経済性基準を採用しており、資産の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を直ちに計上するため、認識基準に蓋然性のハードルがない。また、減損の認識には割引計算した測定値（回収可能価額に使用価値を採用する場合）が用いられる。このようなアプローチを採用する論拠は次のようなものである。

- ① 回収可能価額の算定要素に不利な状況が生じた場合、適時にその情報を与えることは利用者にとって有用であること。
- ② 蓋然性のハードルがない理由として、企業に対して資産の回収可能価額を毎期見積もることを要求せず、資産の減損の兆候がある場合にのみ要求していること。
- ③ 資産の帳簿価額が回収できないことが判明した場合、合理的な企業であれば投資意思決定をあらためて行うはずであり、特に長期的な投資意思決定を行う場合には貨幣の時間価値と資産に固有のリスクが考慮されるはずなので、割引現在価値の使用は実務に適していること。

一方、わが国の減損会計基準は蓋然性基準を採用しており、認識時に割引前将来キャッシュ・フロー総額と帳簿価額とを比較するというハードルを設けている。減損の測定が主観的にならざるを得ない点を考慮し、このハードルを設けることによって、減損の存在が相当程度に確実であるかどうかを確認しているのである。このアプローチは SFAS 第144号と同じであり、これを採用する論拠は次のようなものである。



- ① 既存の支配的枠組みである歴史的原価会計では割引評価を原則としていないため、蓋然性基準における割引前金額に基づく認識の判断は、歴史的原価会計の枠組みと整合的であること。
- ② 蓋然性基準がないと一時的な減損損失を認識することになるため、利益の変動性が高まり、財務諸表利用者を誤解させるかもしれないこと。
- ③ 割引を行わなければ計算が容易であること。

IAS 第36号が採用する経済性基準は、蓋然性を考慮しない分、将来の経済的便益の減少についての情報を適時に財務諸表に反映することができるため、その観点からは望ましいといえる。一方、蓋然性基準は、割引前キャッシュ・フローによる認識のハードルを設けている分、経済性基準に比べると減損の認識の頻度が低くなるが、利益の変動性の抑止につながるという利点がある（梅原 [2001]、37-38頁）。

このように採用しているアプローチが違うことの背景には、減損の考え方に対する違いが反映されている。IAS 第36号では、減損会計の目的を、資産に回収可能価額を超える帳簿価額を付さないことを保証するため、としており、もし帳簿価額が回収できないと見込まれる状況になったときは、経営者が最善の努力を投じた場合にその資産から最大でどれだけの現金を回収できるかが問題にされるため、経営者の意思決定が尊重される。そのため、減損の認識時には回収可能価額と帳簿価額との比較がなされることになり、また、回収可能価額の定義（使用価値と正味売却価格のいずれか高い方）にもこの考え方が反映されている。

一方、わが国の減損会計基準では、減損処理を、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性を評価し、投資額の回収が見込めなくなった時点で将来に損失を繰り延べないために帳簿価額を減額する会計処理と考えている。つまり、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とはしておらず、取得原価基準の下で行われる帳簿価額の臨時的な減額であると位置づけている（減損会計基準三）。また、わが国の減損会計基準と基本的に同じ認識アプローチを採っている

SFAS 第144号でも、投下された投資額が将来の損益計算で損失を出さずに回収できるか否かを問題としている。

つまり、IAS 第36号が、貸借対照表が表示すべき帳簿価額を直接的に問題としているのに対し、わが国の減損会計基準や SFAS 第144号では損益計算の合理性に対してより大きな関心が向けられているという違いがみられ、それが減損の認識アプローチの違いに反映されているのである（伊藤 [2006]、346-347頁）。

## 2. 減損の測定に係る基準間の相違の背景・理由

次に、減損の測定については、IAS 第36号とわが国の減損会計基準は共に、回収可能価額（正味売却価格と使用価値のいずれか高い方）を測定属性として用いている。正味売却価格と使用価値による回収可能価額を採用する論拠は次のようなものである。

- ① 資産に対する市場の予測よりも、その資産を所有する企業が行う合理的な見積りを優先させるべきであること。
- ② 回収可能価額の評価にあたって、目的適合性を有するのは、他の資産との相乗効果も含めて回収されると予測される金額であること。
- ③ 使用価値が正味売却価格よりも高い場合には、合理的な企業は資産を売却しようとしなため、市場価値を回収可能価額とすることは誤解を生じること。
- ④ 正味売却価格が使用価値よりも高い場合には、合理的な企業は資産を売却するため、過大な減損損失の認識を避けるには正味売却価格も考慮する必要があること。

これに対して、認識においてはわが国の減損会計基準と同じく割引前キャッシュ・フロー総額を採用していた SFAS 第144号は、減損の測定属性に公正価値を用いている。つまり、減損損失は資産の公正価値が帳簿価額を下回る金額によって測定される。ここで公正価値とは、資産を自発的な当事者間の取引、すなわち強制または清算売却以外の現時点の取引によって売買でき

る金額のことをいい、入手可能な場合は公表市場価格を測定の基礎とする。SFAS 第144号がこの公正価値を採用する論拠は次のようなものである。

- ① 使用価値の見積りは主観的だが、公正価値すなわち市場の判断を反映する観察可能な市場価額は、経営者の判断が介入する余地が少なく信頼できること。
- ② 市場を超えるキャッシュ・フローには自己創設のれんが含まれており、自己創設のれんの計上禁止規定との整合性を保つには、これを控除しなければならないこと。
- ③ 資産の帳簿価額を回収できないときに減損した資産を売却せずに使用するという意思決定は、その資産への再投資という新たな経済的意思決定に類似し、それは公正価値を新しい原価とする歴史的な原価会計と整合すること。

回収可能価額と公正価値のいずれの測定属性を採用する論拠もそれぞれに論理が一貫しているといえるが、測定属性を選択するに当たってはいくつかの観点がある。

例えば、使用価値による回収可能価額を採用する立場からは、企業独自の回収可能価額を反映するという点で、売買取引を前提とした公正価値が目的適合性をもたないとされるが、公正価値を採用する立場からは、使用価値は複数の市場参加者の合意を想定した公正価値よりも信頼性という点で劣るとみられる。この場合、いずれを採用するかは、目的適合性と信頼性のうちいずれを重視するかによって異なってくる。

また、使用価値を採用する場合は自己創設のれんを反映するが、公正価値で計算する場合は自己創設のれんを反映しないことから、自己創設のれんを反映することを認めるかどうかの是非も論点となる。

さらに、SFAS 第144号は再投資を擬制して、公正価値を新たな歴史的な原価とみなしているが、資産を提供した第三者すら存在せず、認識が将来キャッシュ・フローという企業内部の見積りに依存している場合でもこうした擬制が成り立つかどうかについては議論の余地がある。(梅原 [2001]、41-45

頁)。

### 3. 減損の戻入に係る基準間の相違の背景・理由

過去に処理した減損の戻入を認めるかどうかについては、IAS 第36号では、減損の目的が資産に回収可能価額を超える帳簿価額を付さないことであるから、もし減損損失を計上した後に回収可能価額が帳簿価額を上回る状況が生じたなら、貸借対照表には積極的に回収可能価額を示すべきであるとし、減損損失の戻入を求めている。IAS 第36号が戻入を求める論拠は次のようなものである (IAS 36, par. BCZ 184)。

- ① 戻入は、減損損失がなかった場合の減価償却控除後の歴史的原価を超えない範囲で認められているため、歴史的原価会計とも整合すること。
- ② 減損損失の測定における変更は見積の変更に類似しており、このような会計上の見積の変更はその期の純損益に含めるべきであること。
- ③ 戻入は、利用者に資産の将来便益の可能性に関して有用な指標を提供すること。
- ④ 減損戻入は、もはや適合性をもたなくなった減損損失を取り除くことによって減価償却費の計算を是正し、経営成績をより適正なものにすること。

一方、わが国の減損会計基準では減損の戻入を認めていないが、その論拠は、次のようなものである。

- ① 減損の存在が相当確実な場合に限って減損損失を認識・測定していること。
- ② 戻入による事務的負担の増大を避けるため。

なお、減損の戻入を行わないということに関しては SFAS 第144号も同じであるが、その論拠は異なっている。SFAS 第144号が戻入を求めない論拠は次のようなものである。

- ① 帳簿価額を減額した場合は、以前の投資計画との関係が途絶え、公正価値が資産の新しい原価となるため、減損損失の戻入を行うと新しい

原価を超えた資産価額となり歴史的原価会計に反すること。

- ② 戻入は報告利益を変動させるが、固定資産の未実現の変化によって期間利益が影響されてはならないこと。
- ③ 戻入は実務上の乱用と利益の平準化を招く恐れがあること。

減損の戻入は、損益計算書において収益として計上されるため、歴史的  
原価会計との整合性が問われる。これについて、IAS 第36号は帳簿価額以上  
の戻し入れを認めていないことを強調し、資産の当初認識時の歴史的原価を  
基礎とした配分計算は維持されているとみなしている。一方、SFAS 第144  
号は、減損を認識した後の帳簿価額を新しい原価とみなし、配分の基礎と解  
釈するため、減損の戻入はその原価を上回る増額にほかならないと主張して  
いる。結局この問題は、歴史的原価を「減損認識前の帳簿価額」とするか  
「減損認識後の帳簿価額」とするか解釈の違いに基づくものといえる（梅  
原 [2001]、45-47頁）。

#### IV コンバージェンスに向けた課題

以上みてきたような IAS 第36号とわが国の減損会計基準における違いは、  
原価配分としての減価償却と、回収可能価額を基礎とした減損の位置づけに  
関する考え方の違いに拠るものといえる。そこで、減価償却と減損の位置づ  
けという観点から、減損会計のコンバージェンスに向けた課題を論じてみた  
い。

##### 1. 減価償却とその前提

減価償却は、固定資産の取得価額を、原価配分の原則にもとづいて耐用年  
数（見積利用期間）にわたって計画的・規則的に費用配分する見積計算であ  
る。この減価償却は、投資を順調に回収することが期待されているとき、投  
資から得られる収益と費用を対応させるために行われるものであり、それ  
には次のような前提が想定されている。

- ① 市場平均を超える利益を期待して投資を行っていること。

- ② 資本投下した固定資産を利用途中で売却したり他目的に利用したりしないこと。
- ③ 原価の期間配分を行った後の帳簿価額がほぼ回収可能額を表すということ。

しかし、これらの前提が崩れることがある。前提の①については、その期待を変更せざるを得ない事由が生じることがある。前提の②については、当初期待したキャッシュ・フローが期待できなくなったときは、投資した固定資産の利用目的の変更や売却を戦略として考えるべきであり、その場合その資産は当初投資時とは別の機能をもち別のキャッシュ・フローを生む固定資産へと転換することになる。前提の③については、例えばバブル期のように、売上拡大が続くことを期待して行われた投資について、もはやそのような売上が期待できない事態が生じることがある。このように規則的原価配分を行う前提が根本的に崩れる事態に直面すれば、規則的配分を行うことはかえって適正な期間損益計算をゆがめることとなる。こうした事態に対応するために、資産の帳簿価額と原価配分を実態にみあった形に修正する必要がでてくる（岡田 [2001]、41-44頁）。

## 2. 臨時償却・臨時損失と減損の関係

ところで、わが国では従来、固定資産の帳簿価額を臨時的に切り下げる方法として、臨時償却と臨時損失が制度化されていた。臨時償却は、予見しえなかった機能的な原因（新技術の出現や経済環境の激変等）によって正規の減価償却計算に適用している耐用年数または残存価額が著しく不合理となった場合にそれらを変更・修正するために行われる償却のことである。臨時損失は、災害や事故などで資産の実体の一部が物質的に滅失・破損した場合にその部分の帳簿価額を切り下げる処理のことである（日本公認会計士協会 [1984] II）。

これらの臨時償却や臨時損失は、資産の収益性の低下を帳簿価額に反映すること自体を目的とする会計処理ではないため、別途、減損処理に関する会

計基準を設ける必要があるとされたのである。

ただし、わが国の減損会計基準では、減損処理を、「棚卸資産の評価減、固定資産の物理的な滅失による臨時損失や耐用年数の短縮に伴う臨時償却などと同様に、事業用資産の過大な帳簿価額を減額し、将来に損失を繰り延べないために行われる会計処理」（固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書、三）としており、臨時償却や臨時損失と明確に区別がなされていない。

臨時償却や臨時損失はいずれも原価配分手続に基づくものであり、決算期における回収可能価額への修正という発想はない。同じく、減損も、資産価値の変動によって利益を測定することや、決算日における資産価値を貸借対照表に表示することを目的とするものではなく、期間損益計算を重視する立場から、基本的に原価配分の考え方を踏襲し、当初の配分計画を修正するために行われる手続き（米山 [2002]、298頁）とされている。

### 3. 減価償却と損益計算思考

減価償却の手続きはもともと、固定資産の価値変動にかかわらず、その物理的な用役が規則的に減少していくという仮定のもとで、計画的に減価償却費を配分していくものである。そうすると、資本設備にかかる価値の減少パターンと帳簿価額とはもともと多かれ少なかれ差異が生じ、帳簿価額が価値を超過するような事態の発生は最初から予想されることである。費用の計上において価値変動の要素を排除し計画性や規則性を重視する立場に立つ限り、このような形で帳簿価額が過大になったとしてもほんらい切り下げの契機とみなせない。

当初の投資額が減価償却という形で配分するに値するものかどうかは、投資の全体を通じて獲得するキャッシュ・フローと当初投資額との対比によって決められる。そこで、減損を行うかどうかは、既の実現し回収した資金とこれから回収する資金を合わせた全体としての成果と対比して、当初投資額が過大かどうかで判断しなければならない。そのため、期末の帳簿価額を将

来の回収可能性に照らして見直すだけでは、収益性の低下による減損損失を正しく認識することはできない。なぜなら、帳簿価額の回収が見込めない場合であっても、過年度の回収額を考慮すれば投資期間全体を通じて回収が見込める場合もありうるからである。当初の予定通りに事態が推移しており、資本設備への投資からすでに十分な資金が回収されているにもかかわらず、もっぱら価値下落に減価償却が追いつかないという理由で帳簿価額が見かけ上過大にみえるだけの場合は、配分計画を修正する必要はない。わが国の減損会計基準はこの考え方に基づいており、投資期間の全体を通じた回収可能性に着目した減損処理を想定している。それは、将来の損失を繰り延べないために帳簿価額を減額し、投資期間の全体を通じた期間損益が正常なものとなるように償却ベースを引き下げる手続きであり、各期の収益を資本価値の変化と連動させる手続きとは異なるものである。

ただし、減損処理を投資期間の全体を通じた回収可能性の判断と解釈した場合、当初投資時点に遡って投資の成果をとらえ直す発想が、棚卸資産の低価基準や不良化した金銭債権などの資本設備以外に係る伝統的なルールに見いだせるかどうかはさらに別の論点となる（米山 [2002]、308-313頁）。

#### 4. 価値評価思考とその問題点

一方、IAS 第36号では、遡及的な価値の見積もりを求めず、将来事象を見積もり直した時点の資本設備の価値と帳簿価額とを比較し、切り下げの要否が直ちに決められる。そこでは、どういう理由で帳簿価額が過大となってしまったのか、過去に遡ってその原因を確かめることはなされない。

また、IAS 第36号は、減損が生じた資産の測定に、その資産を所有する企業の経営者が合理的に選択するであろう行動を反映すべきと考えており、回収可能額を測定属性として採用している。回収可能額は、正味売却価格と使用価値とのいずれか高い方の金額であるから、資産を売却するか使用を継続するかを選択を含んでいる。これは、会計的配分を基礎とした原価または償却原価とは異質な価値評価の思考ともいえる（與三野 [2006]、578頁）。



このように減損処理を価値評価思考の手続きと解釈すると、資本設備から期待される成果を減価償却の手法でとらえること自体の意味が失われるおそれもでてくる。減価償却の手続きはもともと、資本設備に係る業績評価から価値変動の要素を排除するために採用されているものである。それにもかかわらず、下落が生じたケースだけとはいえ、帳簿価額を利用価値や売却価値に合わせるなら、投資に寄せられた期待とは結びつかないはずの、価値変動の要素が期間損益に混入することとなる。原則として価値変動の要素を排除しようとする一方で、それを部分的に期間損益に反映させるような方法から導かれる利益概念をどのように解釈すべきかが問われることになる。(米山 [2001]、177-178頁)。

## 5. コンバージェンスに向けた課題

以上のように、IAS 第36号とわが国の減損会計基準の会計処理に違いがみられるのは、伝統的なルールの体系がどのような基本概念に支えられているのかについて異なる解釈がありうるからである。その優劣を論じることは難しいが、いずれの基準も、減価償却手続を支える原価配分の思考を根底から覆すような業績評価が資本設備に求められているわけではないという点で共通しており、これは、減損処理を継続した時価評価とみなしていないことからわかる(米山 [2002]、303頁)。

ただし、減価償却という手続により資本設備にかかる投資の成果をとらえる体系と、帳簿価額の回収可能性を重視する体系に、首尾一貫した解釈を与えることは難しく、減損会計の導入は、固定資産に適用される減価償却手続自体の位置づけをあらためて問うている。減損の処理を考えるにあたっては、原価配分の枠内で対処するのか、あるいは価値の損傷を認識するのか、という問題も含めて、企業会計全体の測定枠組みでどのような利益概念を志向するのかという課題が残されている。減損会計のコンバージェンスを進める上では、これらの点が十分に検討されることが必要である。

(筆者は関西学院大学商学部准教授)

## &lt;主要参考文献&gt;

- IASC [1998], IAS 36 (revised in 2004), *Assets Impairment*.
- FASB [1995], SFAS 121, *Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to Be Disposed of*.
- FASB [2001], SFAS 144, *Accounting for the Impairment or Disposal of Long Lived Assets*.
- 秋葉賢一 [2003]、「減損損失の認識と測定」、辻山栄子編『逐条解説 減損会計基準』中央経済社
- 伊藤邦雄 [2006]、『現代会計入門』日本経済新聞出版社
- 伊藤邦雄 [2006]、『時価会計と減損 第2版』中央経済社
- 梅原秀継 [2001]、『減損会計と公正価値会計』中央経済社
- 岡田依里 [2001]、「減損会計の論点—英・米会計測定観との関係で—」国際会計研究学会年報2000年度、39-55頁.
- 加藤厚 [2007]、「IASB と FASB の共同プロジェクト—関連する日本のプロジェクトへのインパクトの考察—」、企業会計、Vol. 59 No. 1、53-68頁.
- 企業会計基準委員会 [2003]、企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」
- 企業会計審議会 [2002]、「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」
- 神戸大学 IFRS プロジェクト・あずさ監査法人 IFRS プロジェクト編 [2005]『国際会計基準と日本の会計実務 (新版)』同文館
- 日本公認会計士協会 [1984]、監査第 1 委員会報告第 3 号「減価償却に関する会計処理及び監査上の取り扱い」
- 與三野禎倫 [2006]、「固定資産の減損会計へのリアル・オプション・アプローチ」『会計』578-593頁.
- 米山正樹 [2001]、『減損会計—配分と評価—』森山書店
- 米山正樹 [2002]、「事業用資産の評価 (1)—原価評価と減損—」、斎藤静樹編『会計基準の基礎概念』中央経済社